

令和6年第20回

美幌町農業委員会総会議事録

令和6年11月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和6年11月25日(月) 午後1時30分から午後1時55分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

	1番	中川誓子君		2番	坂本和裕君
農地部会長	3番	梅津幸一君		5番	佐藤章平君
	6番	木村勝彦君		7番	中村寿恵子君
	8番	鳥井隆君		9番	小泉豊和君
農地副部会長	10番	武田透君		11番	田村秀司君
	12番	川原英和君		13番	安藤良司君
	14番	鎌仲照幸君		15番	高崎利彦君
振興副部会長	16番	山岸洋文君		17番	酒井祐二君
振興部会長	18番	小林寿美君	職務代理者	19番	日並洋君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	以頭隆志君	主査	山内慶治君
主事	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和6年第19回 美幌町農業委員会総会
令和6年11月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第41号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	報告第42号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について
日 程 第 7	議案第72号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 8	議案第73号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第 9	議案第74号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第10	議案第75号	現況証明願について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和6年20回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号5番 佐藤委員、同じく議席番号6番 木村委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、加賀屋主事、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号4番 佃委員、本日、欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、会務報告については議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認をすることに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第41号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案3ページの3法人でございます。 内容番号62号 ○○番地○○ 有限会社○○ 代表取締役 ○○さん。内容番号63号 ○○番地 ○○株式会社 代表取締役 ○○さん。内容番号64号 ○○番地株式会社○○ 代表取締役 ○○さん。以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声) ご異議なしと認め、報告第41号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長 事 務 局	日程第6、報告第42号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」を議題と致します。 地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告についてご説明致します。議案4ページをご覧ください。記以下のとおり、釧路地方法務局北見支局より照会があり「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」に基づき、別紙のとおり調査結果報告書を提出しましたので、報告致します。申請人は〇〇番〇〇号 〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、登記地目は畑で面積は合計〇〇㎡、変更後の地目は宅地でございます。現地確認については11月1日に酒井委員、中村委員、安藤委員で確認を行っております。議案5ページにありますとおり、都市計画法に基づく市街化用途区域であることから転用許可を得る必要がない案件であること、原状回復命令を行わないことを調査結果として11月5日に法務局へ回答しております。以上、ご説明いたしましたのでよろしくお願い致します。 ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議なしと認め、報告第42号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果報告について」は承認することに決定を致します。
議 長 事 務 局	日程第7、議案第72号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号30号。 内容番号30号についてご説明致します。本件は農地法第3条で使用貸借していた農地について経営移譲に伴い借受人を変更するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は令和4年12月21日から令和9年12月20日までの5年間、合意解約年月日は令和6年10月30日、土地引渡日は令和6年10月30日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので使用貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。 ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議なしと認め、内容番号30号は適当と認めます。 議案第72号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第8、議案第73号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号127号から128号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局	今月の案件は全 11 件で内容につきましては農業公社の買入が 1 件、売買が 1 件、再貸付が 9 件となっております。それでは内容番号 127 号から 128 号について一括ご説明致します。参考資料は 2 ページをご覧ください。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号 127 号についてご説明致します。本件は農業公社の買入案件でございます。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇で土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和 6 年 11 月 26 日、代金の支払期限は令和 7 年 1 月 10 日、利用調整日は令和 6 年 11 月 14 日でございます。内容番号 128 号についてご説明致します。本件は売買案件でございます。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんで土地の所在地は〇〇番〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は令和 6 年 11 月 26 日、代金の支払期限は令和 6 年 12 月 27 日、利用調整日は令和 6 年 10 月 30 日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
1 番	内容番号 127 号と 128 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇の〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社と一部〇〇さんに売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 127 号から 128 号は適当と認めます。 内容番号 129 号から 135 号は関連がございますので一括上程致します。
事 務 局	内容番号 129 号から 135 号について一括ご説明致します。参考資料は 3 ページから 9 ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件です。 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和 6 年 11 月 26 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間でございます。内容番号 129 号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、利用調整日は令和 6 年 10 月 23 日でございます。内容番号 130 号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇、面積は〇〇㎡、利用調整日は令和 6 年 11 月 6 日でございます。内容番号 131 号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、利用調整日は令和 6 年 11 月 5 日でございます。内容番号 132 号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、利用調整日は令和 6 年 11 月 5 日でございます。内容番号 133 号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案 11 ページをご覧ください。利用調整日は令和 6 年 10 月 18 日でございます。内容番号 134 号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、利用調整日は令和 6 年 10 月 24 日でございます。内容番号 135 号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、利用調整日は令和 6 年 10 月 24 日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
18 番	内容番号 129 号から 135 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。 この案件は期間満了に伴う再貸付案件で全員の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族 2 人で小麦、甜菜、玉ねぎを。〇〇さんは家族 3 人で

畑作四品と人参を。〇〇さんは法人化され、畑作三品、玉葱、人参を。〇〇さんは家族３人で畑作四品、人参、デントコーンを。〇〇さんは家族４人で畑作三品を。〇〇さんは家族３人で小麦、豆類、甜菜、人参を。〇〇さんは家族２人で小麦、大豆、甜菜、人参を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議 長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長

ご異議なしと認め、内容番号１２９号から１３５号は適当と認めます。
内容番号１３６号。

事 務 局

内容番号１３６号についてご説明致します。参考資料は１０ページをご覧ください。
本件も期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん他１名、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和６年１月２６日から令和１１年１２月３１日までの５年間、利用調整日は令和６年１０月２４日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

１２ 番

内容番号１３６号につきましては只今、事務局説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族３人で畑作三品、かぼちゃ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議 長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長

ご異議なしと認め、内容番号１３６号は適当と認めます。
内容番号１３７号。

事 務 局

内容番号１３７号についてご説明致します。参考資料は１１ページをご覧ください。
本件も期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和６年１１月２６日から令和１１年１１月３０日までの５年間、利用調整日は令和６年１０月２８日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

１２ 番

内容番号１３７号につきましては只今、事務局説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族３人で畑作三品、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。

議 長

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長

ご異議なしと認め、内容番号１３７号は適当と認めます。
議案第７３号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長	日程第9、議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号40号から42号は関連がございますので一括上程致します。なお、内容番号40号から42号につきましては中村委員のご家族が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、中村委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。 (中村委員 退席)
事 務 局	今月の案件は全3件で内容につきましては経営移譲に伴う借受人の変更が1件、経営移譲に伴う使用貸借案件が2件となっております。 それでは内容番号40号から42号について一括してご説明致します。参考資料は13ページから19ページをご覧ください。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号40号についてご説明致します。本件は先の議案第72号 内容番号30号で合意解約した農地で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番他計〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号41号についてご説明致します。本件は経営移譲に伴う借受人の変更でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇内他計〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。土地の明細につきましては議案14ページをご覧ください。内容番号42号についてご説明致します。本件も経営移譲に伴う借受人の変更でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。同じく、土地明細につきましては議案14ページをご覧ください。参考資料14ページ、17ページ、19ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
15 番	内容番号40号から42号につきましては只今、事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲するものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品、大豆、玉葱を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月8日、山岸委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号40号から42号は適当と認めます。 (中村委員 入席)
議 長	議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第10、議案第75号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号21号。
事 務 局	内容番号21号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧ください。 所有者は〇〇の〇〇さん、願出人は〇〇の株式会社〇〇でございます。土地の所在地は〇〇番〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につ

	きましては確認委員さんよりお願い致します。
13 番	内容番号21号につきましては只今、事務局説明のとおりです。 この土地は〇〇病院の西側の住宅街の中にあり、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを10月25日、酒井委員、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号21号は適当と認めます。 議案第75号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもって第20回美幌町農業委員会総会を閉会致します。
議 長	ご苦労様でした。

閉会 午後1時55分

令和6年11月25日開催の第20回美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員